京都大学医学部の組織に関する規程

（平成十六年達示第二十八号）

（趣旨）

第一条　この規程は、京都大学医学部（以下「医学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学部長）

第二条　医学部に、学部長を置く。

２　学部長は、医学研究科長が兼ねるものとする。

３　学部長は、医学部の校務をつかさどる。

（教授会）

第三条　医学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置き、医学部教授会と称する。

２　医学部教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、医学部教授会が定める。

（学科、学科目及び講座）

第四条　医学部医学科の学科目は、次に掲げるとおりとする。

分子生物学、細胞学・組織学、発生学・遺伝学、人体構造機能学、臨床入門医学、環境・社会医学、内科学、外科学、眼科学、婦人科学・産科学、小児科学、皮膚科学、形成外科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科学、整形外科学、精神医学、放射線医学・核医学、麻酔学、臨床神経学、臨床検査医学、口腔外科学

２　医学部保健学科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

看護学専攻　臨床看護学講座、家族看護学講座、地域・老年看護学講座

検査技術科学専攻　基礎生体病態情報解析学講座、臨床生体病態情報解析学講座、情報理工医学講座

理学療法学専攻　運動機能開発学講座、健康運動機能学講座

作業療法学専攻　作業機能開発学講座、作業機能適応学講座

（学科長）

第五条　前条に定める学科に学科長を置き、医学研究科又は医学部の専任の教授をもって充てる。

２　学科長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き四年を超えることができない。

３　学科長は、当該学科の業務をつかさどる。

（附属病院）

第六条　医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

２　医学部附属病院の組織は、京都大学医学部附属病院規程（昭和四十一年達示第十八号）の定めるところによる。

（内部組織）

第七条　この規程に定めるもののほか、医学部の内部組織については、学部長が定める。

附　則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。